

地方独立行政法人名張市立病院再雇用職員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人名張市立病院就業規則（以下「就業規則」という。）第24条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）に勤務する職員の再雇用に関し必要な事項を定める。

(就業規則との関係)

第2条 この規程に定めるものを除き、再雇用職員（次条第1項又は第3項の規定により採用した職員をいう。以下同じ。）の就業に関する事項については、就業規則の規定に準じて取り扱うものとする。

(再雇用職員の採用等)

第3条 理事長は、年齢60年に達した日以後に退職（地方独立行政法人名張市立病院有期雇用職員就業規則に規定する有期雇用職員又は医師が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績、業務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他再雇用を行う職の業務遂行上必要な事項に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者が、年齢62年（令和9年4月1日から令和11年3月31日までにあつては63年、令和11年4月1日から令和13年3月31日までにあつては64年、同日後にあつては65年）に達する日以後における最初の3月31日を経過した者であるときは、この限りでない。

2 前項の規定により採用された職員（以下「定年前再雇用職員」という。）の定年は、年齢62年（令和9年4月1日から令和11年3月31日までにあつては63年、令和11年4月1日から令和13年3月31日までにあつては64年、同日後にあつては65年）とし、その退職の日は、その年齢に達する日以後における最初の3月31日とする。

3 前2項に定めるもののほか、理事長は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、年齢60年に達しているもの（地方独立行政法人名張市立病院有期雇用職員就業規則に規定する有期雇用職員又は医師を除く。）を、従前の勤務実績、業務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他再雇用を行う職の業務遂行上必要な事項に基づく選考により、1年を超えない範囲内で、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができる。

- (1) 就業規則第20条第1項の規定により退職した者
 - (2) 就業規則第20条第3項又は第4項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 第1項の規定により採用された者のうち、第2項の規定により退職した者
 - (4) 25年以上勤続して退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (5) 25年以上勤続して退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、この項の規定より再雇用をされたことがある者
- 4 前項の規定により採用された職員（以下「定年後等再雇用職員」という。）の雇用期間（この項の規定により更新された雇用期間を含む。）は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、この雇用期間の末日は、年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。
 - 5 定年後等再雇用職員の前項の規定による雇用期間の更新は、当該定年後等再雇用職員の当該更新直前の雇用期間における勤務実績が、当該定年後等再雇用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
 - 6 理事長は、定年後等再雇用職員の雇用期間を更新する場合には、あらかじめ当該定年後等再雇用職員の同意を得なければならない。
 - 7 理事長は、定年後等再雇用職員の雇用期間の更新をしない場合は、少なくとも当該雇用期間の満了する日の30日前までにその旨を予告するものとする。この場合において、当該定年後等再雇用職員が希望するときは、更新しない理由についての証明書を交付するものとする。
 - 8 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該再雇用職員に辞令書を交付する。
 - (1) 第1項又は第3項の規定により採用する場合
 - (2) 第4項の規定により雇用期間を更新する場合
 - (3) 再雇用職員が退職する場合（死亡により退職する場合を除く。）

（再雇用職員の配置）

第4条 再雇用職員の配置は、当該再雇用職員の知識、経験、適性等を総合的に勘案して決定する。

（再雇用職員の試用期間）

第5条 再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

（配置換等）

第6条 理事長は、業務上必要がある場合には、再雇用職員に対し、配置換、兼務その他の就業の場所又は従事する業務の変更を命じることがある。

2 再雇用職員は、前項の場合には、正当な理由がない限りこれを拒むことはできない。
(退職)

第6条 再雇用職員は、第3条第2項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職する。

- (1) 就業規則第17条の規定に準じて解雇された場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 就業規則第6章の規定に準じて懲戒解雇の処分がされた場合
- (4) 就業規則第14条第1項(同項第1号又は第3号に係る部分に限る。)の規定に準じて休職している職員について、休職の期間を満了したにもかかわらず復職できない場合
- (5) 退職を申し出た場合
- (6) 雇用期間が満了し、引き続き更新されない場合
(給与規程との関係)

第7条 この規程に定めるものを除き、再雇用職員の給与の計算及び支給に関する事項については、地方独立行政法人名張市立病院職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)の規定に準じて取り扱うものとする。

(給料)

第8条 再雇用職員の給料月額は、次の各号の再雇用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 常時勤務を要する職にある再雇用職員(以下「フルタイム勤務再雇用職員」という。) 当該フルタイム勤務再雇用職員に適用される給料表の基準給料月額のうち、当該フルタイム勤務再雇用職員の属する職務の級に応じた額
- (2) 短時間勤務の職にある再雇用職員(以下「短時間勤務再雇用職員」という。) 当該短時間勤務再雇用職員に適用される給料表の基準給料月額のうち、当該短時間勤務再雇用職員の属する職務の級に応じた額に、当該短時間勤務再雇用職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

2 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるものとする。

- (1) 再雇用事務職給料表(別表第1)
- (2) 再雇用医療職給料表(別表第2)
 - ア 医療職給料表(1)
 - イ 医療職給料表(2)
 - ウ 医療職給料表(3)

3 再雇用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、給与規程別表第3の規定の例による。

(昇格及び昇給)

第9条 再雇用職員は、昇格及び昇給をしないものとする。

(諸手当)

第10条 再雇用職員には、給与規程で定める諸手当のうち、扶養手当及び退職手当については、支給しない。

2 再雇用職員に支給する諸手当は、次項から第8項までに規定するものを除き、給与規程の規定の例により支給する。

3 給与規程第20条第1項第2号の規定に該当する短時間勤務再雇用職員のうち、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数(その数に1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)が10回に満たないものの通勤手当の月額額は、同条第2項第2号の規定の例による額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

4 短時間勤務再雇用職員に支給する時間外勤務手当について、所定の勤務時間が割り振られた日において、所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間における支給割合は、100分の100とする。

5 再雇用職員に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の71.25を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、給与規程に規定する職員の例による割合を乗じて得た額とする。

6 再雇用職員に支給する勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ給与規程に規定する職員の例による割合に理事長が定める割合を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

7 前2項の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

8 第1項の場合において、給与規程第23条第3項中「職員以外の法人職員等であった者から、引き続き職員となり」とあるのは「職員等(名張市職員の定年等に関する条例(昭和59年名張市条例第11号)第2条の規定により名張市を定年退職した者(以下「市の定年退職者」という。)及び職員又は市の定年退職者から引き続き再雇用されたことにより再雇用職員となった者を含む。以下この項において同じ。)から引き続き再雇用されたことにより再雇用職員となり」と、「職員で」とあるのは「再雇用職員で」と、「職

員（）」とあるのは「再雇用職員（）」と、「職員に限る」とあるのは「再雇用職員に限る」と、「第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があるとして理事長が認める職員」とあるのは「職員等から引き続き再雇用されたことにより再雇用職員となった者のうち、当該再雇用前から第1項に規定する職員である要件に該当し、再雇用後も引き続き当該要件を具備することとなる者」と読み替えるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第11条 短時間勤務再雇用職員に係る給与規程第27条から第29条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び給与規程第30条第1項各号に掲げる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該短時間勤務再雇用職員の1週間当たりの所定の勤務時間に52を乗じたものから、1日当たりの勤務時間（7.75に当該再雇用職員の1週間当たりの所定の勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得たものをいう。次項において同じ。）に毎年4月1日から翌年3月31日までの間における休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。）の日数の合計を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

2 前項の場合において、特殊勤務手当（日額で定められているものに限る。）が支給される作業又は業務に該当するときは、当該作業又は業務に係る勤務1時間当たりの給与額は、日額の特殊勤務手当の額を1日当たりの勤務時間で除して得た額を前項に定める額に加算した額とする。

（端数処理）

第12条 給与規程第27条から第29条までの規定により、勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

2 別に定めがある場合を除き、この規程の規定により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（勤務時間、休日及び休暇）

第13条 再雇用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、次条から第17条までに規定するものを除き、地方独立行政法人名張市立病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）の規定に準じて取り扱うものとする。ただし、同規程第26条及び第27条の規定は、適用しないものとする。

（所定勤務時間）

第14条 フルタイム勤務再雇用職員の所定の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分、1日当たり7時間45分とする。

2 短時間勤務再雇用職員の所定の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり15時間30分から31時間まで、1日当たり7時間45分の範囲内で個別に定める。

(休憩時間)

第15条 再雇用職員の1日の所定の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分又は1時間の休憩時間を当該勤務時間の途中に置かなければならない。

(年次有給休暇)

第16条 再雇用職員の年次有給休暇は、1月1日から12月31日までの1暦年（以下この条において「1の年」という。）ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる再雇用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数とする。

(1) フルタイム勤務再雇用職員 勤務時間等規程第17条の規定により、常勤の職員に付与される日数

(2) 短時間勤務再雇用職員 20日に当該短時間勤務再雇用職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない短時間勤務再雇用職員にあっては、155時間に当該短時間勤務再雇用職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を7時間45分を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 当該年の中途において採用される再雇用職員（退職後引き続き採用される者を除く。）の年次有給休暇の付与日数は、次の各号に掲げる再雇用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数とする。

(1) フルタイム勤務再雇用職員 勤務時間等規程第17条の規定により、常勤の職員に付与される日数

(2) 短時間勤務再雇用職員 その者の1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数並びに当該年における在職期間を考慮し、理事長が定める日数

3 当該年の採用時又は雇用期間の更新時に付与した年次有給休暇の取得後の残日数は、20日を限度として、翌年に繰り越される。

4 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、7時間45分（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間数が同一である短時間勤務再雇用職員にあっては、その者の1日の勤務時間）をもって1日とする。

(退職後引き続き採用される場合又は任期を更新する場合の年次有給休暇)

第17条 定年退職に引き続き再雇用職員となった者の年次有給休暇は、当該退職時においてその者が有していた年次有給休暇の日数及び時間数とする。

2 第3条第4項の規定により雇用期間が更新された場合の年次有給休暇は、当該更新された日の前日においてその者が有していた年次有給休暇の日数及び時間数とする。

(育児休業等)

第18条 再雇用職員の育児休業、介護休業その他の子の養育、家族の介護を支援する措置及び妊産婦である職員の勤務の制限に関する事項については、地方独立行政法人名張市立病院職員の育児休業、介護休業等に関する規程による。

(懲戒)

第19条 再雇用職員が、再雇用職員となった日までの引き続き職員としての在職期間又はかつて再雇用職員として在職していた期間中に就業規則に定める懲戒の事由に該当したときは、これに対し懲戒処分を行うことができる。

(その他)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(再雇用職員に係る経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において名張市の定年前再任用短時間勤務職員（名張市職員の定年等に関する条例（昭和59年名張市条例第11号）第12条の規定により任用された職員をいう。）であって、引き続き法人の職員となったものについては、施行日において、第3条第1項の規定により採用されたものとみなす。

3 施行日の前日において名張市の暫定再任用職員（職員の定年の引上げ等のための関係条例の整備に関する条例（令和4年名張市条例第17号）附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により任用された職員をいう。）であって、引き続き法人の職員となったものについては、施行日において、第3条第3項の規定により採用されたものとみなす。

4 前2項の場合において、給与規程附則第2項から第6項までの規定の例によるものとする。

附 則（令和8年1月21日改正）

(施行期日等)

1 この規程は、令和8年1月21日から施行する。ただし、第4条から第6条までの規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条及び第3条の規定による改正後の職員の給与に関する規程及び再雇用職員規程（次項において「新規規程」という。）の規定のうち、通勤手当、期末手当及び勤勉手当に関する規定は、令和7年10月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 前項の規定により新規程の規定を適用する場合には、第1条及び第3条の規定による改正前の職員の給与に関する規程又は再雇用職員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新規程による給与の内払とみなす。

別表第1 (第8条関係)

再雇用事務職給料表

基準給料月額						
1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第8条関係)

ア 再雇用医療職給料表(1)

基準給料月額				
1級	2級	3級	4級	5級
312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考 この表は、医師に適用する。

イ 再雇用医療職給料表(2)

基準給料月額						
1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考 この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士に適用する。

ウ 再雇用医療職給料表(3)

基準給料月額						
1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。